

※次回改訂は、2024年を予定しています。

## 指定給水装置工事事業者研修テキスト 2019 訂正箇所

次表のとおり訂正がございます。  
お手数ですが、ダウンロードしていただきご使用下さい。

第一回訂正：2022年9月

頁	訂正箇所	訂正内容		備考
61	4) 給水装置と誤接合がおきやすい機械、設備等の例	訂正前	<p><b>4) 給水装置と誤接合がおきやすい機械、設備などの例（図5-1-3参照）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 洗米機</li> <li>● ボイラー（貯湯湯沸器を除く）、クーラー</li> <li>● ドライクリーニング機</li> <li>● 純水器、軟水器</li> <li>● 清浄器、洗浄器</li> <li>● 瓶洗器</li> <li>● 自動マット洗機、洗車機</li> <li>● 風呂釜清掃器</li> <li>● 簡易シャワー、残り湯汲出装置</li> <li>● 洗髪機</li> <li>● ディスポーザー</li> </ul>	第三者認証を取得しており、水道法に適合している製品が普及しているため、洗米機、清浄器、洗浄器、瓶洗器を削除。
		訂正後	<p><b>4) 給水装置と誤接合がおきやすい機械、設備などの例（図5-1-3参照）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボイラー（貯湯湯沸器を除く）、クーラー</li> <li>● ドライクリーニング機</li> <li>● 純水器、軟水器</li> <li>● 洗髪機</li> <li>● 自動マット洗機、洗車機</li> <li>● 風呂釜清掃器</li> <li>● 簡易シャワー、残り湯汲出装置</li> <li>● ディスポーザー</li> </ul>	

訂正前

表 7-3 組織変更又は合併の場合の届出等

申請者	内容	具体例		届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取扱い)		廃止・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき		廃止・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	⇒株式会社	廃止・指定申請	
				有限会社⇒株式会社	指定事項変更届
				合同会社・合名会社・合資会社間	
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、指定事項変更届、 Bは、廃止届	
			新会社C設立（新設合併）	A、Bともに廃止届 Cが指定申請	
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aが指定申請、 Bは廃止届	
新会社C設立（新設合併）			Bは廃止届、 Cが指定申請		

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。  
※この表は一例を示したものである。届出方法は各水道事業者者に再確認してください。

表の枠を修正。

訂正後

表 7-3 組織変更又は合併の場合の届出等

申請者	内容	具体例		届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取扱い)		廃止・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき		廃止・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	⇒株式会社	廃止・指定申請	
				有限会社⇒株式会社	指定事項変更届
				合同会社・合名会社・合資会社間	
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、指定事項変更届、 Bは、廃止届	
			新会社C設立（新設合併）	A、Bともに廃止届 Cが指定申請	
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aが指定申請、 Bは廃止届	
新会社C設立（新設合併）			Bは廃止届、 Cが指定申請		

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。  
※この表は一例を示したものである。届出方法は各水道事業者者に再確認してください。

103

**【参考：指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例】**

訂正前

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第1項第3号イ	施行規則 第20条	3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。

訂正後

**【参考：指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例】**

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第1項第3号イ	施行規則 第20条	3. 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として判明したとき。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ		4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。		○一律に指定を取消す。
		※以降はいろは順を1つずつ後ろにずらす		※以降は番号順を1つずつ後ろにずらす		

水道法施行規則第20条の条文変更に伴い、違反内容文章を分割・修正。

**【参考：指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例】**

訂正前

**【参考：指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例】**

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条  第5号イ	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条：給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止6月以下	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

訂正後

**【参考：指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例】**

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条  第5号イ	4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止6月以下	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

水道法施行令改正に伴い、違反内容を修正。